

参考（改正後の通知全文）
障 発 〇 二 二 六 第 四 号
平 成 二 五 年 二 月 二 六 日
第 一 次 改 正
障 発 〇 六 二 二 第 六 号
平 成 二 九 年 六 月 二 二 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け
避難スペース整備の取扱いについて

標記については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」により行うこととされているが、その取り扱いに当たっては、次によることとし、平成25年2月26日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配意願いたい。

1 趣旨

災害時における障害者等は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、障害者等のサービス提供に関して専門的機能を有する障害福祉サービス事業所及び障害児施設において、被災障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを整備し、災害時における障害者等のサービス確保に資することを目的とする。

2 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下交付要綱という。）の第2の2（3）、（4）（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）、（6）及び（7）に掲げる施設とする。

3 対象事業

災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所や障害児施設に障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。

具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するもの及び既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。

4 その他

- （1）障害者等の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- （2）障害者等の受け入れに当たっては、必要な福祉サービス、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- （3）災害時において、障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペースの確保が図られること。
- （4）平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものとしても差し支えないが、災害時には速やかに障害者等の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。